

水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会  
第2回全体会議 議事次第

日時：平成31年3月7日（木）14：00～16：00

場所：中央合同庁舎3号館 4階特別会議室

1. 開会

2. 出席者紹介

3. 議題

(1) 2018年度（平成30年度）における実施結果について（資料1）

(2) 2019年度の活性化協議会の進め方について（資料2）

(3) その他

4. 閉会

<資料一覧>

資料1 2018年度（平成30年度）における実施結果について

資料2 2019年度の活性化協議会の進め方（案）

参考資料 水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会  
規約

## 2018 年度（平成 30 年度）における実施結果について

## 1. 対象案件について

2018 年 8 月 31 日に開催された第 1 回全体会議で選定された、東南アジアにおける

- (1) 水資源に関する流域マスタープラン
- (2) 既設ダムの改築

の各案件について、同年 9 月から翌 2019 年 2 月まで、水資源機構と国土交通省の調査団が現地調査を実施し、案件形成に向けての検討を行った。

2018 年度の到達点は次のとおりである。

- (1) 水資源に関する流域マスタープラン

現地調査を 4 回実施し、水資源開発施設の管理状況や既往の洪水被害実績等を確認するとともに、相手国政府や関係機関の意向確認等を行うことで、対象流域における統合水資源管理マスタープランについて、治水、利水の観点から検討した。

対象流域の統合水資源管理マスタープラン策定後に想定されるプロジェクトとして、施設の整備・運用等の分野で我が国事業者の参入可能性がある事業が見込まれることから、次年度においても、日本側として引き続き案件化に向けた支援を進めることとしたい。

- (2) 既設ダムの改築

現地調査を 3 回実施し、既設ダムの管理状況等を確認するとともに、相手国政府や関係機関の意向確認等を行った。

対象ダム堤体改築に向けた調査・検討の結果、相手国による補強・補修での対応が可能であり、日本技術の適用の可能性のある事業につながる可能性が低いと判断した。

## 2. 海外展開に関する現状把握と課題整理に向けて

我が国事業者の海外展開を促進するために重要となる、水資源分野における日本の技術情報について検討を開始した。

以上

## 2019 年度の活性化協議会の進め方（案）

### 1. 本協議会の運営について

年度の期初と期末に全体会議を開催するとともに、案件の現状把握、課題整理等については作業部会を随時開催することにより、水資源分野における我が国事業者の海外展開に関する現状把握、課題整理等を行うとともに、協力体制の構築等に取り組んでいく。

### 2. 2019 年度に調査対象とする案件候補について

2018 年度に選定した 2 件のうち、水資源に関する流域マスタープランに関する案件候補については、日本技術の適用の可能性のある事業が想定されることから、2019 年度も引き続き対象案件とする。

また、2019 年度新たに調査対象とする案件候補については、年度期初に開催予定の全体会議で選定する。

### 3. 水資源分野における技術情報の整理

海外での案件を検討する際、我が国が保有している技術（シーズ）と相手国側のニーズのマッチングを促進することで、我が国事業者が有する技術が海外で活用される機会を増やすことを目指し、水資源分野に関して日本に優位性がある技術情報について、本協議会で引き続き検討を行い、とりまとめていく。

以 上

## 水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会 規約

## (目的)

第1条 「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」の成立を踏まえ、水資源分野における海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入を図るため、国土交通省が海外社会資本事業を行う我が国事業者その他の関係者に必要な情報及び資料の提供を行うとともに、関係者が相互に連携を図りながら協力することで、水資源分野において、調査・計画段階に着目して我が国事業者の海外展開に関する現状把握、課題整理等を行い、協力体制の構築等に取り組む「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」(以下「活性化協議会」という。)を設置する。

## (活性化協議会の構成)

第2条 活性化協議会の構成員は、別表の通りとする。

- 2 協議会の座長は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源計画課長とする。
- 3 事務局は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部の支援のもと、独立行政法人水資源機構が担うこととする。
- 4 座長は、必要に応じ、委員以外の者の参加を求めることができる。

## (取組内容)

第3条 活性化協議会は、以下の取組を実施する。

1. 我が国事業者の海外展開に必要な現状把握
2. 我が国事業者の参入促進に向けた課題整理
3. 協力体制の構築 等

## (活性化協議会の開催)

第4条 委員全体での会議(全体会議)は、座長の求めに応じて開催する。なお、我が国事業者の参入促進に向けた個別具体の現状把握、課題整理等については、関係者からなる作業部会を随時開催することとする。

## (会議の公開等)

第5条 活性化協議会(全体会議及び作業部会)は非公開とする。なお、全体会議について、議事概要を作成する。

## (その他)

第6条 この規約に定めるほか、活性化協議会の運営に関し必要な事項は、活性化協議会において定める。

## 附 則

この規約は、平成30年8月31日より実施する。

水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会  
構成員

【委 員】

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長

農林水産省農村振興局整備部水資源課長

経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課長

経済産業省製造産業局国際プラント・インフラシステム・水ビジネス推進室長

国土交通省総合政策局国際建設管理官

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長

○ 国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源計画課長

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター水災害  
研究グループ長

独立行政法人水資源機構国際監

一般社団法人国際建設技術協会研究第二部長

一般社団法人海外建設協会常務理事

一般社団法人海外コンサルタント協会専務理事

一般社団法人海外農業開発コンサルタント協会企画部長

一般社団法人ダム・堰施設技術協会参与

一般社団法人海外電力調査会電力協力部長

一般財団法人日本ダム協会第三部会長

(○：座長)

【オブザーバー】

独立行政法人国際協力機構地球環境部長

事務局：独立行政法人水資源機構総合技術センター国際グループ